

# 下松市建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格の設定に関する要領 の制定について（お知らせ）

令和 5 年 8 月 1 日  
技 術 監 理 課 長

下松市が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）では、極端な低価格による受注を防止することを目的に、建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格の設定を令和 5 年 10 月 1 日以降に指名通知または入札公告する業務から適用するのでお知らせします。

## 記

### 1. 対象業務

競争入札に付する業務のうち、請負対象設計額が 1,000 万円以上の建設コンサルタント等業務とします。ただし、請負対象設計額の全てを見積りにより算出したもの又は 2. 最低制限価格基準額の算定方法により最低制限価格を算出できないものは、対象外とします。

### 2. 最低制限価格基準額の算定方法

2 以上の業務を併せて競争入札に付する場合の最低制限価格は、それぞれの最低制限価格を合算した額とします。

#### (1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に 4.8/10 を乗じて得た額（小数点以下を切り捨てた額）

ただし、予定価格の 8.2/10 を乗じて得た額を超える場合には、予定価格の 8.2/10 を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とし、予定価格の 6/10 を乗じて得た額に満たない場合には、予定価格の 6/10 を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とします。

#### (2) 建設関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に 6/10 を乗じて得た額（小数点以下を切り捨てた額）

エ 諸経費の額に 6/10 を乗じて得た額（小数点以下を切り捨てた額）

ただし、予定価格の 8/10 を乗じて得た額を超える場合には、予定価格の 10 分の 8 を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とし、予定価格の 6/10 を乗じて得た額に満たない場合には、予定価格の 6/10 を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とします。

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に $9/10$ を乗じて得た額（小数点以下を切り捨てた額）
- エ 一般管理費の額に $4.8/10$ を乗じて得た額（小数点以下を切り捨てた額）

ただし、予定価格の $8/10$ を乗じて得た額を超える場合には、予定価格の $8/10$ を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とし、予定価格の $6/10$ を乗じて得た額に満たない場合には、予定価格の $6/10$ を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とします。

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に $9/10$ を乗じて得た額（小数点以下を切り捨てた額）
- ウ 解析等調査業務費の額に $8/10$ を乗じて得た額（小数点以下を切り捨てた額）
- エ 諸経費の額に $4.8/10$ を乗じて得た額（小数点以下を切り捨てた額）

ただし、予定価格の $8.5/10$ を乗じて得た額を超える場合には、予定価格の $8.5/10$ を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とし、予定価格の $2/3$ を乗じて得た額に満たない場合には、予定価格の $2/3$ を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とします。

(5) 補償関係コンサルタント業務（用地調査等）

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に $9/10$ を乗じた得た額（小数点以下を切り捨てた額）
- エ 一般管理費の額に $4.5/10$ を乗じた得た額（小数点以下を切り捨てた額）

ただし、予定価格の $8/10$ を乗じて得た額を超える場合には、予定価格の $8/10$ を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とし、予定価格の $6/10$ を乗じて得た額に満たない場合には、予定価格の $6/10$ を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とします。

### 3. 施行期日

令和5年10月1日から施行し、同日以後に指名通知又は入札公告する業務から適用します。

以上